

生ごみ処理機・生ごみ処理容器の購入される方へ

「筑前町生ごみ処理機等購入助成金」のお知らせ

町では、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を推進するため、家庭用の生ごみ処理機及び生ごみ処理容器の購入に要する経費について助成します。

1. 対象者

- (1) 町内に住所登録をしている世帯の世帯主
- (2) 過去5年間に同じ助成金を受けていない方

※令和3～4年度の生ごみ減量モニターの方も助成金の対象外となります。

2. 対象機器及び助成金額

対象機器		上限額
生ごみ処理機	生ごみから機械的に水分を除去し、かつ生ごみを減量化又はたい肥化することができる機器	7万円
生ごみ処理容器	自然界の微生物、細菌又は小動物の働きにより生ごみ等を発酵分解して生ごみを減量化させ、たい肥化することができる容器	3万円

【助成金額の算定方法】

本体購入価格（消費税及び据付費等は除く）の3分の2以内で、1,000円未満の端数は切り捨てします。上限額は表に記載のとおりです。

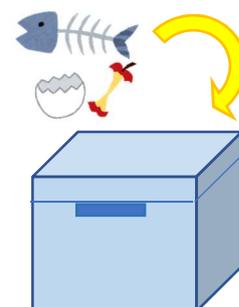
3. 申請について

必要書類等を準備のうえ環境防災課にて申請してください。

【必要書類等】

- 領収書の写し
(生ごみ処理機は申請者若しくは購入者氏名が明記された領収書又は支払い証明書)
- 保証書又は商品名、取扱説明が分かるものの写し
- 通帳など振込先の口座がわかるもの
- 印鑑

○生ごみを減量することでごみの量を減らし臭いを抑えることができます。また、たい肥として使うことで資源循環もできます。ご家庭に合った機器を選んでください。



問い合わせ先

筑前町役場 環境防災課環境係 電話：0946-42-6613（直通）